

**【 投薬 】****233 アミノレバンE N配合散又はヘパンE D配合内用剤の算定について**

《令和6年7月31日》

**○ 取扱い**

肝性脳症がない、次の傷病名に対するアミノレバンE N配合散又はヘパンE D配合内用剤の算定は、原則として認められない。

- (1) 肝硬変
- (2) アルコール性肝硬変
- (3) 慢性肝炎
- (4) C型慢性肝炎

**○ 取扱いを作成した根拠等**

アミノレバンE N配合散又はヘパンE D配合内用剤は、体内に分岐鎖アミノ酸（BCAA）などのアミノ酸を補充しアミノ酸バランスを整えることで、肝性脳症の症状や肝障害における低栄養状態などを改善する肝不全用栄養剤で、添付文書の効能・効果は「肝性脳症を伴う慢性肝不全患者の栄養状態の改善」である。

以上のことから、肝性脳症がない、上記の傷病名に対するアミノレバンE N配合散又はヘパンE D配合内用剤の算定は、原則として認められないと判断した。